

V 地方公共団体における検証等に関する調査結果

国及び地方公共団体は、重大な子ども虐待事例についての調査研究及び検証を行うことが責務とされており、地方公共団体が行う検証については、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成 20 年 3 月 14 日付雇児総発第 0314002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）により詳細を示している。

今回、平成 26 年 9 月 1 日現在の「地方公共団体における検証組織の設置状況」、「地方公共団体が行う検証の実施状況」、「国の検証報告の活用状況」について調査した結果は以下のとおりである。（調査対象：地方公共団体（各都道府県、指定都市、児童相談所設置市）数 69 か所）

1 地方公共団体における検証組織の設置状況

(1) 検証組織の設置の有無

地方公共団体における検証組織の設置状況については、検証組織を設置している地方公共団体が 69 か所（100.0%）であり、すべての地方公共団体に検証組織が設置されている（表 V-1-1）。

そのうち設置されている検証組織が常設である地方公共団体は 51 か所、事例毎に随時設置される地方公共団体は 18 か所であった。

表 V-1-1 検証組織の設置状況

区分		地方公共団体数	設置率
設置		69	100.0%
内訳	常設	51	/
	事例毎に随時設置	18	
計		69	100%

(2) 検証組織の設置形態

検証組織の設置形態は、児童福祉審議会の下部組織として設置している地方公共団体が 22 か所（31.9%）、地方社会福祉審議会の下部組織として設置している地方公共団体が 37 か所（53.6%）、単独設置をしている地方公共団体が 7 か所（10.1%）であった（表 V-1-2）。

表V-1-2 検証組織の設置形態

区分	地方公共団体数	構成割合
児童福祉審議会の下部組織として設置	22	31.9%
地方社会福祉審議会の下部組織として設置	37	53.6%
単独設置	7	10.1%
その他	3	4.3%
計	69	100.0%

(3) 検証組織の設置要綱の有無

検証組織の設置要綱がある地方公共団体は、56 か所（81.2%）であった（表V-1-3）。

表V-1-3 検証組織の設置要綱の有無

区分	地方公共団体数	構成割合
あり	56	81.2%
なし	13	18.8%
計	69	100%

(4) 検証対象の範囲

検証対象の範囲について、検証組織が検証する対象の範囲を定めている地方公共団体は 38 か所（55.1%）であった（表V-1-4）。第10次報告と比較して7か所増加している。

また、検証組織が定めている検証対象の範囲は、「2. 重大事例（死亡事例を含む。）を対象」が 22 か所（57.9%）で最も多く、次いで「『1. 死亡事例のみ』または『2. 重大事例（死亡事例を含む。）を対象』のうち、関係機関の関与状況により判断」が 12 か所（31.6%）であった（表V-1-5）。

表V-1-4 検証対象の範囲の定め

区分	地方公共団体数	構成割合
定めている	38	55.1%
定めていない	31	44.9%
計	69	100%

表V-1-5 検証対象の範囲の内容

区分	地方公共団体数	構成割合
1. 死亡事例のみ	1	2.6%
2. 重大事例(死亡事例を含む。)を対象	22	57.9%
3. 1または2のうち、関係機関の関与の状況により判断	12	31.6%
4. その他	3	7.9%
計	38	100.0%

(5) 検証組織の構成員

調査時点、検証組織の構成員に関し委嘱をしている地方公共団体 59 か所における各検証組織の構成員の数は、「5人」が19か所(32.2%)と最も多く、次に「6人」が18か所(30.5%)となっていた(表V-1-6)。なお、構成員の人数の平均は6.6人であった。

検証組織の構成員の職種、所属等については、「大学等の教育研究機関の教員・研究者^{注3)}」、「医師^{注4)}」、「弁護士」が9割以上の地方公共団体で委嘱されており、次いで「児童福祉施設関係(協議会等を含む。)」(55.9%)、「民生委員・児童委員(同上)」(35.6%)が多くの地方公共団体で委嘱されていた(表V-1-7)。「その他」については、臨床心理士や人権擁護委員があった。

委嘱されている「医師」の専門については、「小児科医」が42か所(72.4%)と最も多く、次いで「精神科医」が20か所(34.5%)、「児童精神科医」が19か所(32.8%)であった(表V-1-8)。

「大学の教育研究機関の教員・研究者」の専門については、「児童福祉分野」が29か所(51.8%)と最も多く、次いで「心理部門(児童心理、臨床心理を含む)」が25か所(44.6%)、「社会福祉分野」18か所(32.1%)であった(表V-1-9)。

注3) 医師、保健・公衆衛生関係の教員、研究者を除く。

注4) 大学等の研究教育機関の医師を含み、保健・公衆衛生の医師を除く。

表V-1-6 検証組織の構成員の人数

人数	地方公共団体数	構成割合
4人	1	1.7%
5人	19	32.2%
6人	18	30.5%
7人	10	16.9%
8人	3	5.1%
9人	3	5.1%
10人以上	5	8.5%
その他	0	0.0%
計	59	100.0%

表V-1-7 検証組織の構成員の職種・所属等（複数回答）

職種、所属等（OB等を含む）	地方公共団体数	構成割合
大学等の教育研究機関の教員・研究者 ^{注3)}	56	94.9%
医師 ^{注4)}	58	98.3%
弁護士	57	96.6%
児童福祉施設関係（協議会等を含む。）	33	55.9%
民生委員・児童委員（協議会等を含む。）	21	35.6%
保健・公衆衛生関係	8	13.6%
児童相談所関係	2	3.4%
保育所関係（保育協議会等を含む。）	12	20.3%
社会福祉協議会	2	3.4%
小学校・中学校の校長会	8	13.6%
家庭裁判所関係（調査官等）	3	5.1%
里親会	5	8.5%
警察	4	6.8%
母子寡婦福祉連合会	4	6.8%
その他	22	37.3%

表V-1-8 「医師^{注4)}」の専門（複数回答）

医師の専門	地方公共団体数	構成割合
小児科医	42	72.4%
児童精神科医	19	32.8%
産婦人科医	2	3.4%
精神科医	20	34.5%
法医学(監察医、解剖医含む)	1	1.7%
保健・公衆衛生関係	3	5.2%
その他	2	3.4%

表V-1-9 「大学等の教育研究機関の教員・研究者^{注3)}」の専門（複数回答）

大学等の教育研究機関の教員等の専門	地方公共団体数	構成割合
児童福祉分野	29	51.8%
社会福祉分野	18	32.1%
心理部門(児童心理、臨床心理を含む)	25	44.6%
教育部門	8	14.3%
保育部門	4	7.1%
看護・保健分野	8	14.3%
その他	3	5.4%

2 地方公共団体が行う検証の実施状況

(1) 平成24年度に地方公共団体が把握した児童虐待による死亡事例

平成24年度に児童虐待による死亡事例を把握した地方公共団体は、35か所(50.7%)であり(表V-2-1)、5例以上を把握した地方公共団体は3か所(8.6%)であった(表V-2-2)。把握した事例数が最も多い地方公共団体では、10事例を把握していた。

表V-2-1 平成24年度の児童虐待による死亡事例の有無

区分	地方公共団体数	構成割合
事例があった	35	50.7%
事例はない	34	49.3%
計	69	100.0%

表V-2-2 地方公共団体あたりの事例数

区分	地方公共団体数	構成割合
1例	17	48.6%
2例	10	28.6%
3例	4	11.4%
4例	1	2.9%
5例以上	3	8.6%
計	35	100.0%

(2) 地方公共団体による検証の実施状況

平成 24 年度に把握した児童虐待による死亡事例の検証の実施状況は、「検証していない」事例がある地方公共団体は 14 か所 (40.0%) であり、次いで「複数事例のうち一部検証した／一部検証中」事例がある地方公共団体は 12 か所 (34.3%)、「検証した」事例がある地方公共団体は 7 か所 (20.0%)、「検証中」の事例がある地方公共団体は 2 か所 (5.7%) であった (表V-2-3)。

「検証していない」理由 (複数回答) としては、「行政機関が関わった事例ではないため」が約 5 割を占めており (表V-2-4)、「その他」の中には、「少年保護の観点から具体的事実について把握できないため」や「公判内容を踏まえたが、検証材料の乏しさは変わらず、検証困難であったため」などがあつた。

また、心中以外の虐待死の事例のうち「検証していない事例」で、かつ、「児童相談所又は市町村 (虐待対応担当部署) の関与事例」は 2 事例であり、一方、「心中による虐待死 (未遂含む)」のうち「検証していない事例」で、かつ、「児童相談所又は市町村 (虐待対応担当部署) の関与事例」は 6 事例であった (表V-2-5)。

表V-2-3 地方公共団体による検証状況

区分	地方公共団体数	構成割合
検証していない	14	40.0%
複数事例のうち一部検証した／一部検証中	12	34.3%
検証した	7	20.0%
検証中である	2	5.7%
計	35	100.0%

表V-2-4 検証していない理由（複数回答）

区分	地方公共団体数	構成割合
行政機関が関わった事例ではないため	17	51.5%
裁判中のため	4	12.1%
その他	12	36.4%
計	33	100.0%

表V-2-5 地方公共団体による検証状況と児童相談所等の関与状況

区分	心中以外の虐待死	心中による虐待死 (未遂含む)	計
検証していない事例	28	22	50
うち、児童相談所又は市町村(虐待対応担当部署)の関与事例	2	6	8
検証した事例	18	7	25
うち、児童相談所又は市町村(虐待対応担当部署)の関与事例	17	7	24
検証中の事例	3	0	3
うち、児童相談所又は市町村(虐待対応担当部署)の関与事例	1	0	1
計	49	29	78

(3) 地方公共団体における検証報告書数

平成24年度に把握した児童虐待による死亡事例について、18か所の地方公共団体が検証を行い、作成した検証報告書数は計25報告であった(表V-2-6)。第10次報告における20地方公共団体、30報告書と比較すると、地方公共団体数、報告書数ともに減少している。

表V-2-6 地方公共団体による検証報告書数

地方公共団体の 検証報告書数	地方公共団体数	計
1	13	13
2	3	6
3	2	6
4	0	0
5	0	0
計	18	25

(4) 地方公共団体による検証にかかった期間

平成 24 年度に把握した児童虐待による死亡事例について、地方公共団体が行った検証にかかった期間は、「12 か月以上」が最も多く（40.0%）、最短では3 か月、最長では 17 か月かかっており、平均では 8.8 か月であった（表V-2-7）。

表V-2-7 検証にかかった期間

区分	地方公共団体数	構成割合
3か月未満	0	0.0%
3か月	3	12.0%
4か月	1	4.0%
5か月	3	12.0%
6か月	2	8.0%
7か月	3	12.0%
8か月	1	4.0%
9か月	1	4.0%
10か月	1	4.0%
11か月	0	0.0%
12か月以上	10	40.0%
計	25	100.0%

(5) 地方公共団体による検証における支障の有無

平成 24 年度に把握した児童虐待による死亡事例について、地方公共団体が行った検証において、検証における支障は「ない」と回答した地方公共団体は 16 か所（64.0%）であり、支障が「あり」と回答した地方公共団体は 9 か所（36.0%）であった。

また、支障が「あり」としたその内容は、「その他」を除くと「警察から情報が得られない」が 4 か所（44.4%）と最も多かった。「その他」の回答は 5 か所（55.6%）であったが、その内訳としては「公判前であったため検証に用いることのできる情報が制限された」や「刑事事件の判決前の検証作業であったこと」等であった（表V-2-8）。

表V-2-8 検証における支障の有無

区分	地方公共団体数		構成割合
ない	16		64.0%
あり	9		36.0%
内訳 (複数回答)	医療機関から情報が得られない	0	0.0%
	警察から情報が得られない	4	44.4%
	家庭裁判所から情報が得られない	0	0.0%
	保育所・幼稚園から情報が得られない	0	0.0%
	学校から情報が得られない	1	11.1%
	時間が経っており関係資料がない	1	11.1%
	関係機関の関与がなく情報がない	1	11.1%
	支障はない	0	0.0%
	その他	5	55.6%

(6) 地方公共団体の検証報告書の周知方法

平成24年度に把握した児童虐待による死亡事例について、地方公共団体による検証報告書の周知方法は、去年と同様、関係部署や関係機関、要保護児童対策地域協議会といった関係者への配布のほか、ホームページへの掲載や記者発表など、広く一般向けに周知を行った(表V-2-9)。

表V-2-9 検証報告書の周知方法(複数回答)

区分	地方公共団体数	構成割合
関係部署へ配布	23	92.0%
関係機関へ配布	24	96.0%
要保護児童対策地域協議会にて配布	19	76.0%
記者発表	16	64.0%
ホームページへ掲載	21	84.0%
広報誌へ掲載	0	0.0%
フォーラム・住民向け会議を開催	0	0.0%
その他	3	12.0%

(7) 地方公共団体の検証報告の提言に対する対応の有無

平成 24 年度に把握した児童虐待による死亡事例について、地方公共団体が行った検証においてなされた提言については、検証を行った地方公共団体のうち、全ての地方公共団体において何らかの対応をしていた（表 V-2-10）。

表 V-2-10 検証報告の提言に対する対応の有無

区分	地方公共団体数	構成割合
対応していない	0	0.0%
一部対応している	11	44.0%
全て対応している	14	56.0%
計	25	100.0%

(8) 地方公共団体の検証報告の提言に対する取組状況の公表の有無

平成 24 年度に把握した児童虐待による死亡事例について、地方公共団体が行った検証においてなされた提言の取組状況を公表している地方公共団体は、6 か所（24.0%）であった（表 V-2-11）。

表 V-2-11 検証報告の提言に対する取組状況の公表の有無

区分	地方公共団体数	構成割合
公表していない	19	76.0%
公表した	6	24.0%
計	25	100.0%

3 国の検証報告の活用状況

国の検証報告である第9次報告について、公表から1年を経過した後の活用状況について調査を行った。

(1) 第9次報告の周知

9割以上の地方公共団体が、都道府県・市町村の関係部署や関係機関に対し周知を行っていた（表V-3-1）。

表V-3-1 第9次報告の周知先（複数回答）

区分	地方公共団体数	構成割合
関係部署へ配布	66	95.7%
関係機関へ配布	65	94.2%
要保護児童対策地域協議会にて配布	23	33.3%
ホームページへ掲載	0	0.0%
広報誌へ掲載	0	0.0%
関係者への研修で使用	12	17.4%
その他	6	8.7%

(2) 第9次報告の提言を踏まえての取組状況

第9次報告の提言を踏まえての取組状況については、ほぼすべての提言について、ほとんどの地方公共団体が「取り組んだ」又は「既に対応済み」との状況であった。特に、提言「A. 望まない妊娠について相談体制の充実及び周知、経済的支援制度、里親・養子縁組制度等の周知と関係機関の連携の強化」「B. 妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭への医療機関等の関係機関と連携・協働した支援の充実」「C. 養育支援を必要とする家庭の妊娠期からの把握及び支援のための保健機関（母子保健担当部署）の質の向上と体制整備」「F. 通告義務・通告先・相談窓口等についての広報・啓発の充実」「H. 家庭や子どもに関わる機関の職員への虐待の早期発見・早期の適切な対応等に関する啓発の促進」「I. 児童相談所と市町村における専門性の確保及び体制整備」についてはすべての地方公共団体で取組がなされていた。

一方、未だ「取り組んでいない」と回答した地方公共団体が多かった提言は、「Q. 地域をまたがる事例の検証における地方公共団体間の協力」であり、「既に対応済み」や「該当事例がなかった」、「関係部局と調整中」などの回答があった。また、「O. 地方公共団体における検証の対象範囲の

拡大」についても、提言 Q と同様、「既に対応済み」や「該当事例がなかった」などの回答が多かったが、一部で、「組織体制上の問題から困難」との内容が見られた。

表V-3-2 第9次報告の提言に対する取組

区分	取り組んだ		取り組んでいない					
	地方公共 団体数	構成割合	地方公共 団体数	構成割合	取り組んでいない理由(複数回答)			
					既に対応済み	予算がない	組織の合意が 得られない	その他
A. 望まない妊娠について相談体制の充実及び周知、経済的支援制度、里親・養子縁組制度等の周知と関係機関の連携の強化	40	58.0%	29	42.0%	29	0	0	1
B. 妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭への医療機関等の関係機関と連携・協働した支援の充実	37	53.6%	32	46.4%	32	0	0	0
C. 養育支援を必要とする家庭の妊娠期からの把握及び支援のための保健機関(母子保健担当部署)の質の向上と体制整備	35	50.7%	34	49.3%	34	0	0	0
D. 乳幼児健康診査や予防接種等を受けていない家庭等への対応	36	52.2%	33	47.8%	30	0	0	3
E. 養育支援のための子育て支援事業の周知と活用促進	32	46.4%	37	53.6%	35	0	0	3
F. 通告義務・通告先・相談窓口等についての広報・啓発の充実	39	56.5%	30	43.5%	30	0	0	0
G. 若年者に向けた養育や虐待に関する知識等の広報・啓発	28	40.6%	41	59.4%	34	3	0	5
H. 家庭や子どもに関わる機関の職員への虐待の早期発見・早期の適切な対応等に関する啓発の促進	36	52.2%	33	47.8%	33	0	0	0
I. 児童相談所と市町村における専門性の確保及び体制整備	37	53.6%	32	46.4%	32	0	0	1
J. 地域の実情に合わせた児童相談所と市町村との役割分担と連携・協働の強化	35	50.7%	34	49.3%	32	1	0	1
K. 管轄が違う地域の関係機関の連携・協働	26	37.7%	43	62.3%	40	0	0	4
L. 通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもに対する安全確認の確実な実施	30	43.5%	39	56.5%	33	0	0	8
M. 措置解除時の関係機関による支援体制の確保	24	34.8%	45	65.2%	40	1	0	4
N. 要保護児童対策地域協議会の活用促進と調整機関の機能強化	36	52.2%	33	47.8%	32	0	0	2
O. 地方公共団体における検証の対象範囲の拡大	10	14.5%	59	85.5%	23	0	1	35
P. 児童相談所、市町村など関係機関が関与したすべての事例に対する検証の実施	9	13.0%	60	87.0%	24	1	2	34
Q. 地域をまたがる事例の検証における地方公共団体間の協力	10	14.5%	59	85.5%	14	2	0	44
R. 検証報告の積極的な活用	32	46.4%	37	53.6%	30	0	0	7